

高齢者虐待防止のための指針

法人名 イズモ株式会社
事業所名 パルモコミュニティリハプライド貴布祢

1. 基本方針

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18年（2006年）4月1日から施行されています。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とし、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者には高齢者虐待の早期発見等への協力が求められています。こうしたことを踏まえて、当事業所では利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての従業員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 高齢者虐待の定義

①高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています。（第2条第1項）

但し、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。（第2条第6項）

また、高齢者虐待を、ア. 養護者による高齢者虐待及びイ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していないても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

i 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ii 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

iii 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

iv 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

v 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する従業員が行う次の行為とされています。

i 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ii 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

iii 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

iv 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

v 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

※具体的な内容は添付資料3、添付資料4参照

※「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

【高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲】

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	<input type="radio"/> 老人福祉施設 <input type="radio"/> 有料老人ホーム	<input type="radio"/> 老人居宅生活支援事業	
介護保険法 による規定	<input type="radio"/> 介護老人福祉施設 <input type="radio"/> 介護老人保健施設 <input type="radio"/> 介護療養型医療施設 <input type="radio"/> 介護医療院 <input type="radio"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> 居宅サービス事業 <input type="radio"/> 地域密着型サービス事業 <input type="radio"/> 居宅介護支援事業 <input type="radio"/> 介護予防サービス事業 <input type="radio"/> 地域密着型介護予防サービス事業 <input type="radio"/> 介護予防支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 (★)

★業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務従業員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます。（高齢者虐待防止法第2条）

3. 虐待防止に関する委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

①虐待防止委員会

i) 委員会の委員長は施設長が務めます。

ii) 委員会の委員は、看護師、機能訓練指導員、介護従業員とします。このうち、委員長の指名により虐待防止担当者を1名選出します。

- iii) 委員会は、原則年2回以上開催し、委員長が必要と認めた場合や虐待の疑いまたは事案が発生した場合には委員長の権限により開催します。また、必要に応じて法人関係者、本部関係者からの助言等を得ることができます。
- iv) 委員会は虐待のない事業所づくりを目指し、従業員教育と注意喚起を目的に従業員研修を年2回以上開催し、虐待の防止に積極的に取り組んでいく。
- v) 委員会の審議事項等
 - 委員会その他施設内の組織に関すること
 - 虐待防止のための指針の整備、見直し等に関すること
 - 虐待防止のための従業員研修の内容に関すること
 - 従業員の意識を高める掲示物等に関すること
 - 従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
 - 従業員が介護等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること
 - 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること
 - 虐待発見時の対応に関すること
 - 虐待等を把握した場合に関係機関への通報が適切に行われる為の方法に関すること
 - 虐待等発生した場合、その発生要因等分析。再発防止策に関すること
 - 再発防止策の評価に関すること
 - その他人権侵害、虐待防止等に関すること

②虐待防止責任者と担当者の責務

- i) 虐待防止責任者には施設長（管理者）が担い、虐待防止担当者には虐待防止委員会の委員で委員長から指名を受けた者がその職務にあたる。
- ii) 虐待防止責任者の責務
 - ア. 虐待が発生しない事業所づくりの一連の取り組みの管理と推進
 - イ. 虐待防止のための委員会の主催
 - ウ. 虐待防止のための事業所内研修の実施管理
 - エ. 虐待事案が発生した場合の調査、解決の一連の管理
 - オ. 虐待被害者への報告解決に向けた取り組み
 - カ. その他関連する事項
- iii) 虐待防止担当者の責務
 - ア. 利用者からの虐待に関する通報や相談の受付
 - イ. 従業員からの虐待に関する通報や相談の受付
 - ウ. 通報相談内容の当事者からの聞き取りの記録や内容の確認
 - エ. 虐待防止責任者への一連の報告
 - オ. 虐待防止委員会への参加
 - カ. 虐待防止責任者への進言、助言等
 - キ. その他関連する事項

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ①従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。
- ②研修は原則として年2回以上実施することとします。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を入社時に実施します。
- ③研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存します。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに事業所の住所地の自治体、被害者の保険者に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位等の如何を問わず、就業規則等の規定に基づき懲戒処分等厳正に対処します。
- ②緊急性の高い事案の場合は、自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①利用者、利用者家族、従業員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。
- ②利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ④事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ⑤事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。
- ⑥必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行います。
- ⑦虐待が発生した場合の対応については、「市区町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に、対応することとします。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととします。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③相談受付後の対応は、『【添付資料2】虐待発生時の対応フロー』により対応します。
- ④対応の結果は相談者にも報告することとします。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、施設内に備え付け

ることとします。また、本部のホームページにも公開します。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとします。

11. 記録の保管

虐待防止対策検討委員会の審議内容、法人及び施設内での虐待防止に関する諸記録は5年間保管します。

12. 付則

この指針は令和6年6月1日より施行する。

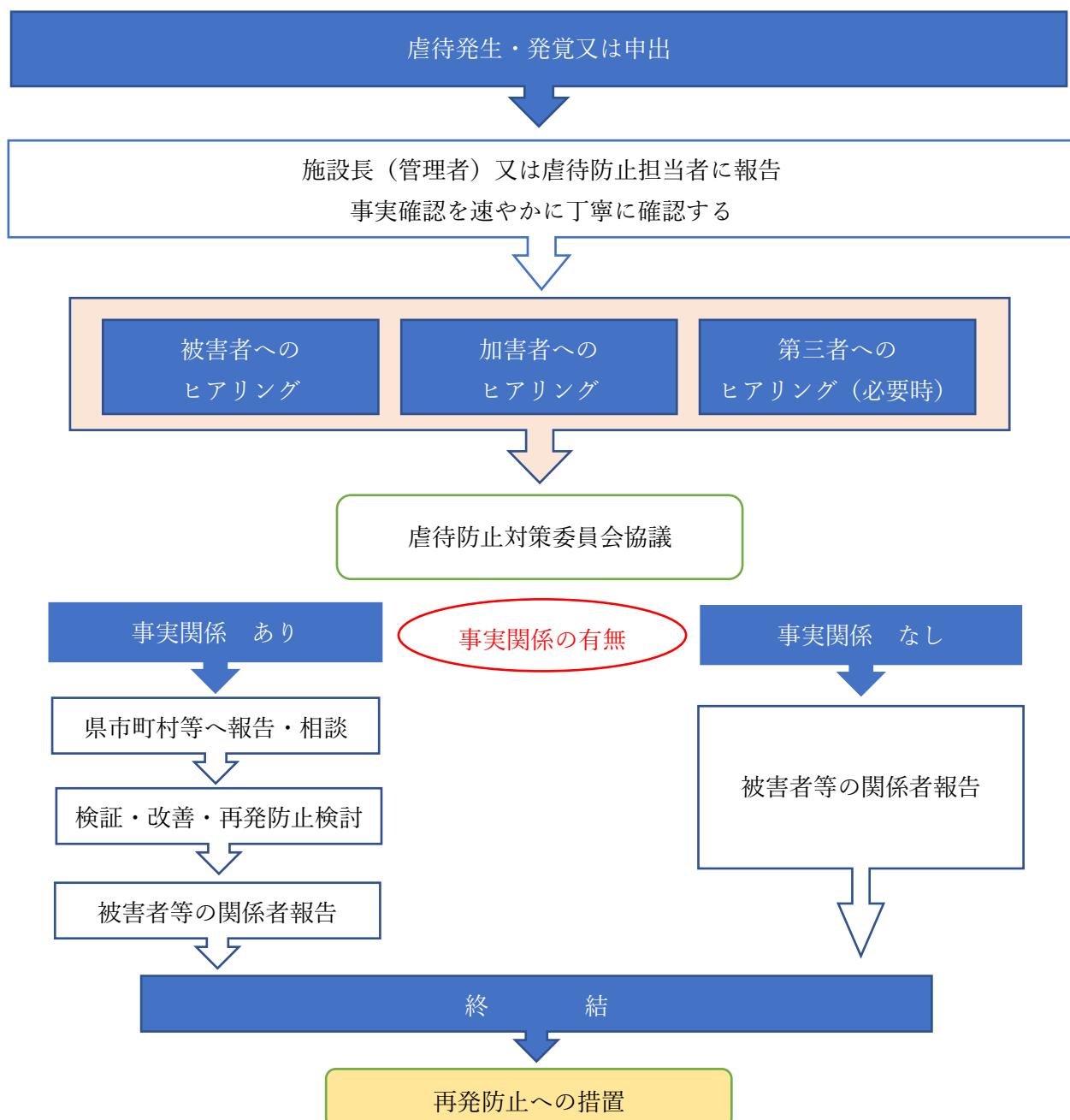
【添付資料1】リハプライド貴布祢

虐待防止対策検討委員会名簿

令和6年6月1日現在

	職種	役割	所属団体等
1	施設長（管理者）	虐待防止責任者	リハプライド貴布祢
2	看護師兼機能訓練指導員		リハプライド貴布祢
3	生活相談員	虐待防止担当者	リハプライド貴布祢
4	介護従業員		リハプライド貴布祢
5	法人本部		イズモ株式会社
6	FC本部	アドバイザー	リハコンテンツ株式会社

【添付資料2】虐待発生時の対応フロー



添付資料3 養護者による高齢者虐待類型①

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>①暴力的行為で、痛みを与えること、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。など <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※） など <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えること、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <p>・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など</p>

添付資料4 養護者による高齢者虐待類型②

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。など
iv 性的虐待	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など
v 経済的虐待 ※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として認定する	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など